

【48 解読文】 皇太子殿下金山行啓電報 (明治二十五年：一八九二) (B)

(表紙)

「明治廿五年十月

皇太子殿下行啓二関スル書類

(朱印)

永年保存 「雑事」

(朱書)

第二課地理係」

受取人 (カ) ナカムラ

グンマケンチジ

(朱印) 官報

群馬県 明治二五年十月十五日  
第七八九号印 (西川)

発信人 イワムラ ゴレウ キヨクテウ

発局 官報 第三号 クナイセウ局 十月十五日 受付午前十時五五分  
九十八字

明治二五年

着局 前橋郵便電信局印 月 日

技手 □□

日本政府電信送達紙 着第十二号

トウグウデンカ、アスカ

ナヤマギヨウケイニツ

キ、シヨジヨロシクオト

リアツカイアリタシ、マ

タバツニドウジツ、サワ

ジジウシヨク、キンムモ

サシツカハサルルニツ

キ、コレマタヨロシク、ゴ

イライニオヨブ

.....

東宮殿下、アス金山行啓二付、

〈東宮殿下、あす金山行啓 (ぎょうけい) に付、〉

諸事宜ク御取扱アリタシ、又別ニ

〈諸事宜 (よろ) しく御取り扱いありたし、又別に〉

同日、沢侍従職勤務モ差遣

〈同日、沢侍従職勤務も差し遣 (つか) 〉

ハサル、ニ付、是又宜ク御依頼ニ

〈わさるるに付、是又 (これまた) 宜しく御依頼に〉

及フ

〈及ぶ〉